公　　告

越前市白崎町・塚原町の区域の一部を受益地域（別紙のとおり）とする農業用用排水施設事業を県営土地改良事業　白崎（北笹生溜）地区として施行することを申請するため、土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）第８５条第５項において準用する第５条第３項の規定に基づく協議をしたいので、第８５条第６項の規定によりこの旨を公告し、当該土地改良事業の計画の概要を縦覧に供する。

また、当該土地改良事業の計画の概要に意見がある者は、同条第７項の規定により意見書を提出されたい。

なお、縦覧に供すべき書類の名称、縦覧の期間および場所並びに意見書の提出方法等については下記記載のとおりである。

令和８年１０月７日

県営土地改良事業施行申請人　（白崎（北笹生溜）地区　農業用用排水施設（ため池等整備（防災重点緊急整備型））事業）

越前市白崎町２８－１４　藤井　信夫

越前市白崎町２０－９　　小泉　将治

記

1　縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業計画概要書の写し

2　縦覧の期間

令和８年１０月　７日から

令和８年１１月　６日まで

3　縦覧の場所

越前市役所　環境農林部　農林整備課

越前市役所　ホームページ

4　意見書の提出方法等について

（１）意見書の提出先

①郵便　　〒９１５－８５３０

越前市府中１丁目第１３号７番地（越前市役所環境農林部農林整備課内）

県営土地改良事業申請人代表　藤井　信夫

②ファクシミリ　０７７８－２２－５１６７

（２）意見書の提出期限

令和８年１１月　６日

（３）意見書の提出上の注意

①意見書の提出の方法は任意ですが、提出する意見書は日本語に限ります。

②意見書は公表する場合があるとともに、提出された意見に対して個別に回答は致しませんので、あらかじめご了承下さい。

③意見書には、個人にあっては住所・氏名・性別・年齢・職業を、法人にあっては法人名・所在地を記載してください。これらは発表させていただくことがあります。

④電話での意見はお受けできません。